

# 会

# 報

贈呈

2000

第151号

〔特集／座談会〕

最高裁総務局・人事局各課長、室長、参事官を囲む座談会……………

〔講演〕

訴訟運営の改善と書記官事務……………下田 文男……………

成年後見制度に関する実務上の課題……………濱口 浩……………

〔書協実務研究室コーナー／民事〕

航空機の強制競売事件報告……………  
……………全国書協広島高裁管内岡山支部民事実務研究班……………

〔実務研究／民事〕

地方の簡裁での事務の合理化・迅速化の一取組について……………  
……………繁昌 隆志……………

〔情報コーナー〕

司法制度改革問題について（その3）……………  
- 具体的論点における現状と問題点の整理 -……………八木 道雄……………  
……………小池 英樹……………

〔本部と支部との交流会だより〕

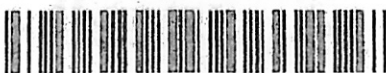
札幌・広島・高松・名古屋・福岡・大阪・東京・仙台各高裁管内交流会集約結果……………



最高裁判所図書館

神戸地・家裁姫路支部庁舎

全国裁判所書記官協議会



1 0 0 0 4 1 0 6 3

# 全国書協会報〔季刊〕第151号

## 目 次

〔巻頭言〕	小川仙台高裁地区支部長	1
〔特集／座談会〕		
最高裁総務局・人事局各課長、室長、参事官を囲む座談会		2
〔講演〕		
訴訟運営の改善と書記官事務	下田文男	29
成年後見制度に関する実務上の課題	濱田浩	47
〔書協実務研究室コーナー／民事〕		
航空機の強制競売事件報告	全国書協広島高裁管内岡山支部民事実務研究班	77
〔実務研究／民事〕		
地方の簡裁での事務の合理化・迅速化の一取組について	繁昌隆志	115
〔情報コーナー〕		
司法制度改革問題について（その3）		
—具体的論点における現状と問題点の整理—	八木道雄 小池英樹	131
〔本部と支部との交流会だより〕		
札幌・広島・高松・名古屋・福岡・大阪・東京・仙台各高裁管内交流会集約結果		139

本部だより	155	〈編集手帖カット文字〉の解説	小林保佳	188
原稿募集	156			
会報等在庫案内	157	〈俳句〉かすみ俳句会		76
支部役員名簿	46			
判例要旨紹介				
民事—最高裁判所判例要旨（平成11年3月9日～4月27日）				175
刑事—最高裁判所判例要旨（平成11年3月10日～4月8日）				178
下級裁判所判例要旨（平成11年1月8日～3月31日）				179
家事—最高裁判所判例要旨（平成11年6月11日～7月19日）				184
下級裁判所判例要旨（平成11年8月2日～10月15日）				185
		〈巻頭言カット〉	後藤三男（元千葉地裁）	
		〈編集手帖カット〉	小林保佳（元長野地裁）	

とき 平成11年5月26日  
ところ グランドアーク半蔵門

# 課長、室長、参事官を囲む

- | マ  |                                             | テ  |                          |
|----|---------------------------------------------|----|--------------------------|
| 一  | 司法制度改革と書記官事務について<br>司法制度改革審議会の状況等           | 一  | 平成一二年年度の書記官研修について        |
| 二  | 書記官の給与上の諸問題について<br>平成一二年年度の級別定数、特に書記官の格付け関係 | 二  | 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保 |
| 三  | 職員制度問題の検討状況等について                            | 三  | 書記官の任用政策について             |
| 1  | 民事モデル部の展開及び研究の状況等                           | 四  | 書記官の任用上の諸問題について          |
| 2  | 刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の展開及び研究の状況等               | 五  | 女性書記官の増加に伴う課題について        |
| 3  | 録音反訳方式の現状と展望                                | 六  | 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保 |
| 4  | 速記官からの転官について                                | 七  | 書記官の研修等に関する諸問題について       |
| 五  | 書記官の任用上の諸問題について                             | 1  | 平成一二年年度の書記官研修について        |
| 六  | 女性書記官の増加に伴う課題について                           | 八  | 倒産法制の見直しに関する最近の動向        |
| 七  | 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保                    | 1  | 成年後見制度と書記官事務との関連         |
| 八  | 書記官の任用政策について                                | 2  | 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務の状況等   |
| 九  | 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保                    | 3  | 各種事件の増加と書記官事務について        |
| 一〇 | 書記官の任用上の諸問題について                             | 4  | 書記官事務の改善等について            |
| 一一 | 女性書記官の増加に伴う課題について                           | 1  | 裁判文書のA判横書き化の準備状況等        |
| 一二 | 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保                    | 2  | 最近実施された書記官事務の改善方策        |
| 一三 | 書記官の任用政策について                                | 3  | その他                      |
| 一四 | 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保                    | 一〇 | その他                      |
| 一五 | 書記官の任用上の諸問題について                             | 一一 | 職場におけるメンタルヘルスについて        |

青野総務部長 本日は、お忙しい中を全国裁判所書記官協議会のために時間を割いていただきましてありがとうございます。ただ今から、総務局・人事局の各課長、制度調査室長、参事官を囲む座談会を始めさせていただきます。

最初に、当協議会の櫻井会長がごあいさつを申し上げます。

櫻井会長 総務局及び人事局の課長、室長及び

この座談会は、協議会の会員が書記官事務に関する最近の状況、書記官制度をはじめとする職員

含まれており、いずれも書記官にとって関心の高いものがございますから、どうぞよろしくお願

特集 / 座談会

# 最高裁総務局・人事局各

誌

櫻井会長 総務局及び人事局の課長、室長及び  
だいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この座談会は、協議会の会員が書記官事務に関する最近の状況、書記官制度をはじめとする職員制度の動向、任用・給与上の諸問題などについて、当局の方針や施策、その考え方などの正しい情報を得て、今後の協議会の活動の参考にしたいという事で、毎年お願いしているものです。会員が将来の書記官制度を展望し、また、書記官事務の在り方を見直す機会とするなど、書記官にとって大変有意義なものとなっております。座談会の内容は会報を通じて、広く会員に紹介し、今後の書記官事務の充実、発展のために役立て、適正で迅速な裁判の実現に貢献していきたいと考えております。

青野総務部長 それでは、これからの進行は、当協議会の戸川企画調査部長が担当しますので、よろしく願います。

戸川企画調査部長 企画調査部長の戸川でございます。これからの進行は、私が担当して、進めたいと思いますので、よろしく願います。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

一 司法制度改革と書記官事務について

今回のテーマは、司法制度改革審議会の審議状況や新しい職員研修所の構想などの目新しいもの  
司法制度改革審議会の状況等  
戸川企画調査部長 司法制度改革審議会の状況

出席者	
最高裁判所側	
総務局第一課長	永野厚郎
同第二・第三課長	鹿子木康介
同 制度調査室長	細田啓介
同 参事官	増田和夫
人事局給与課長	山名学利
同 任用課長	田中昌信
同 参事官	味方信昭
書記官協議会側	
会長	美之弘夫
副会長	廣裕征夫
同 事務局長	井沼藤井
同 総務部長	青野松正
同 経理部長	小川紘正
同 企画調査部長	戸田中正
同 編集部	田中

についてお聞かせください。

永野第一課長 司法制度改革審議会は、二一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを所掌事務とし、審議期間を二年間に限り、平成十一年七月二十七日、内閣に設置されました。



(永野第一課長)

審議会の委員は、佐藤幸治京都大学教授を会長として法曹三者以外の一般有識者を中心とした三人です。昨年は、司法制度に関する問題状況を把握し、具体的な審議事項を策定し審議の方向性を定める参考とするため、有識者、法曹関係者等からヒアリングが行われました。昨年一二月に行われた法曹三者の意見陳述において、裁判所は、我が国の司法制度の現状と問題点、改革の方向性について、客観的なデータを紹介しつつ、下級裁

での意見交換会等で出された裁判官の意見などを踏まえ、裁判所の考え方を明らかにしました。これらのヒアリングを踏まえた委員の意見交換の後、論点項目が整理され、①国民がより利用しやすい司法制度の実現、②国民の期待に応える民事司法の在り方、③国民の期待に応える刑事司法の在り方、④国民の司法参加、⑤法曹人口と法曹養成制度、⑥法曹一元、⑦裁判所・検察庁の人的体制の充実などが挙げられました。本年に入ってから、この論点項目に従い、問題点把握を目的とした粗ごなしの審議を行い、五月一六日の審議会より、いよいよ各論点について実質的な審議が始められました。

また、審議会の調査審議の一環として、三月中旬、大阪において第一回の地方公聴会及び実情視察が開催されるとともに、四月下旬から五月上旬にかけて、アメリカ、ヨーロッパの実情調査が行われました。今後も福岡及び札幌において地方公聴会及び実情視察が、東京において地方公聴会が、さらに、島根県浜田市及び山形県酒田市において実情視察が予定されています。

今後、審議会は、本年一〇月ころに中間報告を出し、各界の反応を見ながら更に審議を重ね、平成十三年七月ころ、最終答申を内閣に提出する予定を考えているようです。

戸川企画調査部長 司法制度改革が、裁判所及

び裁判所職員に及ぼす影響についてお聞かせください。

永野第一課長 裁判所は、司法制度改革論議の起る前から、国民の期待に応じて、「適正迅速な裁判」、「分かりやすく利用しやすい裁判」を実現するために、組織・機構の見直し（地方・家庭裁判所支部や簡易裁判所の適正配置、職員制度問題の検討等）、手続・制度の見直し（民事訴訟法の改正、倒産法の改正作業等）、事務処理方法の見直し（OA化の推進等）の観点から、裁判部の充実強化のための各種施策を講じるとともに、必要な人的態勢の充実にも努めてきています。

今回の司法制度改革審議会で調査審議の対象とされている論点は、大きく分けて二つに分類できます。その一つは、裁判所ないし司法制度全般の紛争解決機能を強化するという視点からのものであり、裁判手続の面で言うと、裁判の迅速化、利用しやすい裁判の実現、専門事件への対応等が課題となっています。この点については、既に述べたとおり、例えば、地裁の民事事件では、従前からの訴訟の運営改善や審理充実の取組の積み重ねに加えて、新民事訴訟法の趣旨に沿った運営の定着に向けた努力により、第一審通常事件の平均審理期間が、平成十一年で九・二月であり、また、刑事事件でも地裁の通常第一審事件の平均審理期

間が、平成十一年で三・二月ととなっているなど、諸外国と比較しても遜色のないものとなっています。

ます。また、このような紛争解決機能の強化のため、必要な人的態勢の充実についての検討が

れ、理由は全く付されず、また、事実誤認を理由とする上訴は原則として許されません。陪審制に



することが可能か、裁判官一人一人に裁判のやり方や判断にばらつきが生じないか、地域との密着により中立性や廉潔性の確保の点で懸念があるとの問題もあります。さらに、臨司において指摘された法曹一元のための種々の基盤条件が、弁護士人口の大幅増加（法曹二元国である米国における、裁判官と弁護士の比率は対三〇、英国においては対八にとどまる。）、弁護士の地域的偏在の解消（東京と大阪に弁護士全体の約六〇パーセントが集中。弁護士がゼロないし一人しかいないゼロワ

ン地域が、地裁の本庁・支部の二五三の管轄区域のうち七〇箇所以上）、弁護士の執務態勢の共同化等を挙げるまでもなく、整備されたとは到底言えない状況にあることも挙げなければなりません。いずれにせよ、法曹一元制度も、現行システムに大幅な変更を生じるものであることから、裁判所組織や職員制度の在り方に少なからぬ影響を与えるものであることは避けられないと思われれます。

最高裁としては、司法制度改革審議会の審議状況について、随時、情報提供を行うとともに、種々の機会を通じて、職員の声を吸収し、これらを踏まえた意見を審議会に伝えるなどして、実りある議論が行われるように協力して参りたいと考えています。

の一一級切上げが認められました（一一級首席書記官―地裁一〇〇ポスト中一九、家裁六三ポスト

二 書記官の給与上の諸問題について

平成一二年度の級別定数、特に書記官の格付け関係

戸川企画調査部長 本年度も級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。

山名給与課長

1 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張してその改善に努めてきたところですが、新民事訴訟法の施行を契機とする適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を推進するためには、その中心的な担い手であり、職責が著しく増大している書記官について、より一層の処遇改善を進める必要があると考えています。

2 級別定数の改定状況

平成一二年度の定数折衝において、級別定数の改定について、財政当局は、総人件費極力抑制という方針の下、人件費を押し上げることになる級別定数の改定は原則としてゼロ査定であるという主張を折衝の都度繰り返してきました。とりわけ、裁判所については、前年度予算で行政省庁の級別定数の切上げを厳しく抑制した中でも、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革が円滑に

進むことにも一定程度配慮して、先渡しの意味合いも含めて異例とも言える定数切上げを認めたところですが、平成一二年度予算においては、裁判所も、国家の一機関として行政省庁並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると極めて厳しい調子で迫られたところです。



(山名給与課長)

このような厳しい情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張するとともに、昨年以上に重点を絞って折衝に当たるとの努力をした結果、大きな成果を上げることができたと考えています。特に、七年連続での主任書記官の増設や、一昨年実現した地裁主任書記官の九級切上げが三年続けて認められたことは意義のあることと考えています。

ア 一一級以上関係

平成一二年度は、地裁首席書記官一（前年度一）

て三（前年度三）、七級について三〇（前年度三

三）、六級について二三（前年度二八）の切上げ

な成果であると考えています。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、



員振替に伴う級別定数の切下げには一切応じられないという強い姿勢で折衝を行った結果、前年度と同様、すべて対当級での振替が認められました。

3 書記官ヒラ八級の発令状況と見通しについて

戸川企画調査部長 書記官ヒラ八級の発令状況と見通しについてお聞かせください。

山名給与課長 書記官ヒラ八級については、職員等の強い要望を踏まえて、級別定数獲得に向けて最大限の努力をしてきたところですが、財政当局からは、八級は府県単位機関の困難な業務を所掌する課長の職務がようやく格付けられる職務の級であり、新民事訴訟法の施行に伴って書記官の職務の複雑困難性が増しているとはいえ、具体的にどの点について、課長級の職責と言えるような職責の大幅な上積みがあったのか、また、主任書記官との関係はどうなっているのか等について、昨年に引き続き今年も理解を得ることはできませんでした。

ただし、本定数化の折衝と平行して暫定定数の設定の個別折衝を行い、平成一二年一月一日付けで、特大規模庁（東京地裁及び大阪地裁）で複数の部下を有する、平成一二年三月末日定年退職の訟廷係長二名に対する暫定定数による八級昇格が認められました。

暫定定数の設定に当たっては、対象者の職務上

したものです。

の位置付けや属人的要素が問題となり、この点を巡って折衝も困難を極めたところであり、現在はこの要件の緩和を云々できる段階にはありませんが、職員の要望の強いところであり、今後ともこのような運用が継続できるよう努力していきたいと考えています。

また、本定数化については、今一度予算折衝における問題点を洗い直した上で、来年度以降の要求を検討していきたいと考えています。

三 職員制度問題の検討状況等について

1 民事モデル部の展開及び研究の状況等

戸川企画調査部長 民事モデル部における研究の成果を踏まえ、「民事立会部における書記官事務の指針」及び同解説が出されましたが、その趣旨、これからの民事立会部における書記官事務の在り方等についてお聞かせください。

鹿子木第二・第三課長

ア 「民事立会部における書記官事務の指針」の発出

平成九年四月のモデル実験開始以降、全国のモデル部及びモデル部類似の態勢の部において、書記官のコートマネージメント事務の中身の具体化と検証が行われてきました。これらの部においては、書記官のコートマネージメント事務の充実を背景に、同法の趣旨に沿った訴訟運営が実践され

ており、その結果、集中証拠調べ率の上昇、証拠調べ件数の減少、証拠調べ時間の短縮、更にはこれらを通じた審理期間の短縮、迅速な裁判の実現という成果とともに、和解率の上昇、控訴率の低下が示す当事者が納得する適正な裁判の実現という成果となって表れてきています。書記官事務の内容も、先に述べたように証拠調べの総量が減少するとともに、コートマネージメント事務の充実によって要領調書の作成率が低下したほか、録音反訳方式の導入によって逐語録需要への対応が十全なものとなったことから、調書作成に関する事務の比率が相対的に低下し、争点整理過程への関与を中心とするコートマネージメント事務の比率が増大するというように、その事務の在り方が大きく変貌を遂げつつあります。

このような状況を踏まえて、これまで全国のモデル部等において行われてきた様々な取組の中から、新民事訴訟法の目指す訴訟運営にとつて真に効果があり、かつ、民事立会部一般において幅広く実践することができる（汎用性）という観点から、協議会等における種々の議論も踏まえて、推奨可能な事務を選別して、「民事立会部における書記官事務の指針」として取りまとめました。この指針は、争点整理手続への実質的関与など、書記官のコートマネージメント事務の中身を具体化し、これからの標準的な書記官事務の在り方を示

収の収集を行い、裁判体が早期に事案の概要を理解することを可能にすることが求められます。

時系列表は時間の経過に沿った形で事実を整理するもの、陳述書対比表は当事者の陳述書をもとに

認められました。  
暫定定数の設定に当たっては、対象者の職務上

したものです。



(鹿子木第二・第三課長)

なお、同時に出された「民事立会部における書記官事務の指針の解説」では、指針に掲げられた事務内容よりも進んだ運用を実践している例を紹介して、取組を更に進化させる際の参考に供することとしましたので、活用していただきたいと思

イ 「民事立会部における書記官事務の指針」の概要

新民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営を実現するためには、早期に事件を適切に振り分け、争点を確定した上、争点的を絞った集中証拠調べを実施することが必要ですが、その前提として、裁判体の事案解明行為が適切かつ円滑に行われることが重要です。これからの書記官事務は、裁判官との協働態勢の下、裁判体の事案解明行為に参画していくという姿勢が大切です。

具体的には、審理の早い段階においては、書記官は、事件の適切な振り分けを行うために必要な

は、書記官の COURT マネージメント事務の充実を背景に、同法の趣旨に沿った訴訟運営が実践され

情報の収集を行い、裁判体が早期に事案の概要を理解することを可能にすることが求められます。すなわち、書記官は、訴訟当事者から訴訟進行に有用な情報の収集を行うこと、訴状の事実的記載事項や添付書類についてまで審査を行い、その不備については裁判官と打ち合わせの上、補正の促しをしていくことが必要です。また、事案に応じた、法令判例等の調査や事案概要メモ等を作成することになります。

争いのある事件については、争点整理手続への実質的関与が求められますが、ここでは、争点整理の各段階における状況と課題を踏まえて、これにかなった実質的な準備が行われるようにするとともに、当事者の準備状況を踏まえ、裁判官と打ち合わせの上、更に事案の解明を進めるための活動につなげていくことが求められます。そのためには、単独事件でもやや複雑な事件を中心に、裁判体の確な事案解明による円滑な争点整理手続の進行に役立てることを目的として、整理書面を作成することが効果的です。整理書面は、事案の内容や審理充実事務の習熟度に応じて、時系列表、陳述書対比表、主張対比表等を選択して作成しますが、いずれも、要件事件や様式にとらわれることなく、争点整理の過程で準備書面等に記載された生の事実をもとに、主要事実にとどまらず間接事実レベルまで踏み込んだ整理を行うものであり、

記官の COURT マネージメント事務の自身を具体化し、これからの標準的な書記官事務の在り方を示

時系列表は時間の経過に沿った形で事実を整理するもの、陳述書対比表は当事者の陳述書をもとに事実の経緯を対比して整理するもの、主張対比表は準備書面等における主張を対比し整理したものであるとして作成されます。なお、これらの整理書面の作成に当たっては、それ自体を自己目的化するのではなく、目的に照らし、事案や状況に応じて柔軟に対応することが大切です。

供述調書作成事務については、整理書面の作成をはじめとする裁判体の事案解明行為に書記官が参画することにより、書記官が事案そのものを十分に理解し、争点を把握できることから、これを要領調書の効率的かつ的確な作成や正確で迅速な裁判の実現に結び付けていくことが求められます。また、書記官による判決書の点検については、判決書の形式的事項はもちろん、当事者の主張、事実や争点の摘示、争点に対する判断、証拠の引用、法令の適用や判例の引用等の内容面についても点検を行うように心掛け、書記官が、様々な事務を通じて得た情報、知識等を、正確で迅速な裁判の実現に結び付けていくのが相当です。

ウ これからの民事立会部における書記官事務の在り方  
司法制度改革の議論にも見られるように、国民の司法に対する期待はますます高まってきており、新民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営のなご一層

の浸透と定着を図っていく必要があります。既に述べたように、指針に掲げた事務は、新民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営の定着に有効かつ汎用性があるものであり、相互の事務は有機的に関連するものでありますから、これらの事務を一連のものとして実践し、定着を図っていくことが必要です。モデル部及びモデル部類似の態勢の部はもとより、それ以外の民事立会部においても、協働態勢の深化の度合い等の各庁、各部の実情にも留意しつつ、これらの事務の実践と定着に積極的に取り組んでいっていただきたいと思えます。新たに取り組む場合には、例えば、一定数の事件を選んで当該事件においては指針に掲げられたすべての事務を実践してみようという方法や、全事件を対象として取り組みやすい事務から始めるという方法などが考えられますが、後者の方法を採用した場合でも、特定の事務のみにとどまることなく、将来的には、各種事務を一連のものとして実践する方向を目指していただきたいと思えます。

なお、これからの指針の浸透及び定着状況を踏まえ、標準的な訴訟の一層迅速な解決を図るための訴訟運営や書記官の果たすべき役割を協議するため、各高裁ブロックごとに民事立会部充実強化協議会及び民事首席書記官協議会が企画されています。また、書研主催の民事実務研究会についても、指針の浸透の機会としたいと考えています。

す。例えば、訴訟関係人からの情報収集の在り方やその情報の期日指定への活用方法等の視点が求

さらに、本年度の書記官実務研究では、研究テーマを「争点整理を中心とする書記官事務の研究」と定め、整理書面の作成を中心に指針の内容を具体化する方向で研究が進められており、その成果は今後の書記官のマニュアルとして活用されることが期待されています。

## 2 刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の展開及び研究の状況等

戸川企画調査部長 平成一二年年度の刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の研究の状況やその成果、今後の課題等についてお聞かせください。

鹿子木第二・第三課長 刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係においては、民事モデル部と同様に、いずれも将来における職員構成の変化等をも視野に置きつつ、これからの書記官事務の在り方や裁判部の在り方等について具体的な検討を行うとともに、そこでの各種取組を部内に広く紹介することにより、事務改善に役立てる、言わば、パイロットプランとしての位置付けで進めてきたものです。したがって、研究部等以外の裁判部においても、研究部等の取組のうち参考となるものについては、できるものから試みていただきたいと考えており、このような趣旨から、これまでも研究部等の取組状況を広く情報提供してきたところであります。

### ア 刑事研究部

アに加わったことから、家裁調査官との連携が深まっています。これまでの研究においては、家

これまでの研究においては、形骸化の指摘のあった書記官の事前準備事務等について、裁判官との協働態勢の形成を背景に、書記官ができる限り早期に事件を振り分け、事件の個性に応じた効果的な事前準備を進めていくため、訴訟関係人からの情報収集を積極的に行うことが研究され、その結果、自白事件については、情状証人の確保など、情状立証の実質にまで踏み込んだ事前準備事務の取組が行われるようになり、第一回公判期日での審理を更に充実させる取組が紹介されています。また、更に進んで、否認事件のうち、特に多数回の開廷を要しない、いわゆる中規模否認事件について、事件類型に応じた望ましい事前準備の在り方の研究が行われています。すなわち、事件類型に基づいて、書記官が積極的に争点を把握し、当事者の意見を調整して、結審まで見通した審理計画の立案を行ったり、第一回公判期日から検察官側の証人尋問を実施できるよう準備し、さらには、第一回公判期日以降の期日間準備においても柔軟に審理を進行させていくなどして、これまで以上に書記官が積極的かつ能動的に事前準備事務等に取り組む、その結果を訴訟運営に反映させるなどの方向で研究が行われてきました。

平成一二年年度においては、このような研究の方向性を維持しながら、様々なあい路の克服策を含め、具体的に研究を深めることが期待されています。

の在り方を探るといふ方向で研究を進めることがえられます。また、少年研究係では、OAの活

協議会及び民事首次席書記官協議会が企画されています。また、書研主催の民事実務研究会についても、指針の浸透の機会としたいと考えています。

す。例えば、訴訟関係人からの情報収集の在り方やその情報の期日指定への活用方法等の視点が求められます。

また、LANを活用した裁判官との情報の共有などのパソコンを利用した事務の効率化に向けた研究や、要旨調書、要領調書の在り方についても犯罪類型ごとに供述内容等に応じて過不足のない確な供述録取を行うための研究をより深めていくことが期待されており、さらに、調査事務の在り方については、調査を行う目的、方式、報告の在り方、調査結果の活用等について研究に取り組むことが期待されています。

なお、本年三月、書記官研修所において、平成一〇年度書記官実務研究として行われた「刑事否認事件における進行管理事務の研究」の報告書が刊行されました。この研究においては、中規模否認事件を題材として、これからの刑事公判部における審理充実に向けた刑事書記官事務の在り方に関する一つの考え方が示されています。刑事公判部の書記官が、今後、この報告書をたたき台として、一般的な審理方針を裁判官と打ち合わせる等して、裁判官との協働態勢の下、進行管理事務を行う等、刑事事件における審理充実事務に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

#### イ 家裁研究係

平成一一年度からは、家裁調査官が正式なメン

研究部等の取組も進められて

#### ア 刑事研究部

バーに加わったことから、家裁調査官との連携が深まっています。これまでの研究においては、家事研究係では、受付事務や家事相談において効率化が図られたり、また、受理面接をはじめとする手続初期段階での情報収集の取組、その情報の他職種との共有を図る取組が行われるなど一定の成果が表れています。少年研究係では、在宅事件を中心とした日常的な事件における法的調査を効率的に行う取組、また、いわゆる「三者カンファレンス」の在り方など適正迅速な事件処理のための各職種間における様々な連携の在り方についてより深化した取組など一定の成果が現れています。研究状況の詳細については、近日中午に配布予定の「家裁研究係における研究実施状況」を参考にしてください。

平成一二年年度においては、従前の研究状況を踏まえ、家事研究係では、これまでとかく個別的、断片的な取組にとどまる傾向にあったところ、例えば、事件類型ごとの調停・審判の運営の在り方について、裁判官、書記官、家裁調査官が認識を共通にした上で、個別的、断片的な取組を手続の流れの中に位置づけ、どのように有機的に関連させていくかとの観点から研究を深めることが期待されます。中でも、遺産分割事件については、事前準備や期日間準備を通じて早期に事件の概要を把握し、その後の争点整理過程への積極的な関与

向性を維持しながら、様々なあい路の克服等を念め、具体的に研究を深めることが期待されています。

の在り方を探るといふ方向で研究を進めることが考えられます。また、少年研究係では、OAの活用などにより、事務全体の効率的な処理について検討を進める一方で、より実質的な関与が求められる否認事件や多数共犯事件などの複雑困難な事件処理についての事例の集積を図る研究を深めることが考えられます。

なお、東京家裁家事五部、大阪家裁家事三部甲においては遺産分割事件の、同少年二部の特定研究部においては少年の否認事件の事件処理の在り方について、専門的な研究を行っています。平成一二年度は、少年保護事件の新受件数が最も多い庁である東京家裁の少年二部についても新たに特定研究部を設置することとしました。

#### ウ 簡裁研究係

これまでの研究においては、大量に係属し、事件数を大幅に押し上げる原因となっている貸金業者等を一方当事者とする大量の訴訟事件及び債務弁済協定調停事件の処理に研究の重点が置かれてきたところですが、その結果、大量の事件を適正かつ効率的に処理する方策についての工夫例が数多く集積され、相当の成果が上がっている状況にあります。

平成一二年年度においては、このような状況にあること及び法律には素人である一般市民の当事者が多く、後見的な役割も期待されるという簡裁の

特質を踏まえ、少額訴訟事件を含む一般市民間の訴訟事件及び債務弁済協定以外の調停事件に研究の重点を移し、裁判所の後見的役割、書記官の事前準備等でのより実質的かつ積極的な関与の在り方について研究を深めていくことが期待されています。

具体的には、一般市民間の訴訟事件においては、事件の内容がバラエティーに富んだものであることも意識しつつ、少額訴訟事件の処理で培ったノウハウを活用するとともに、司法委員との連携の在り方等についても研究を進め、一般調停事件においては、事件類型に応じた調停事件の処理の流れについて関係職種間の認識を共通にした上で、書記官の関与の在り方について研究を進めることが考えられます。

簡裁の刑事訴訟事件においても地裁と同様に、書記官は、裁判官の訴訟運営方針を理解した上で、公判審理の円滑な進行と充実した証拠調べの実現を目指し、訴訟関係人への確かな事前準備等を促す役割を担っています。そこで、研究係では、地裁とも連携を図りながら、従前の研究成果を踏まえ、事前準備の定着等に向けた研究を引き続き行うことが期待されています。

### 3 録音反訳方式の現状と展望

戸川企画調査部長 録音反訳方式の現状と展望  
についてお聞かせください。

#### 鹿子木第二・第三課長

平成一二年度における録音反訳方式の導入に当たっては、これまでと同様に、増大すると予想される逐語録需要に的確かつ機動的に 대응するという録音反訳方式の導入趣旨に基づき、速記官の減少に対する対応策としての導入を基本としつつ、速記官不配置支部等においても、逐語録需要に機動的に対応し、容量的にも十分に対応できるように逐語録作成態勢を整えるという観点から、録音反訳方式の導入を拡大しました。

この結果、平成一二年四月現在の録音反訳方式利用庁は、高裁本庁四庁、高裁支部三庁、地裁本庁四〇庁、地裁支部一四四庁になりました。

録音反訳方式の導入趣旨に沿った適正な利用の在り方については、書記官事務の観点からも十分検討していかねばならないと考えています。もとより、録音反訳方式を利用するかどうかは各裁判体の判断によるものですが、ともすればその利用が安易に流れるおそれがあります。事案や供述内容に即した供述録取方法を選択し、真に逐語録が必要なものについて録音反訳方式を利用するという趣旨を理解し、適正な利用に努めていただきたいと思えます。

録音反訳方式の運用においては、各庁で定められた実施要領に従って確実な事務処理を行うとともに、当事者等に対する尋問中の留意事項の周知

と協力要請、反訳者への情報提供として必要かつ十分な立会いメモの作成と添付資料の選別、適切な校正処理等について、より良い反訳書作成のための工夫を行って、円滑な運用と効率的な事務処理を図っていただきたいと思えます。また、庁全体としても運用のフォローアップを行い、必要に応じて実施要領を見直す等、円滑な運用の確保に努めていただきたいと思います。

なお、録音反訳方式の円滑な運用のための参考資料をまとめた「録音反訳参考資料」を平成一〇年一〇月に各庁に配布していますが、この「録音反訳参考資料」については、今後も適宜アップデート・デットなものとなるよう改訂していきたいと考えています。

反訳については、財団法人司法協会と民間業者へ委託していますが、司法協会については、裁判所職員のOBによって構成されている団体であることから、今後、その反訳態勢を飛躍的に増大させていくことが困難な面もあり、一方、逐語録需要は、今後ますます増大すると予想されることから、今後の逐語録需要に的確に対応していくためには、民間業者による反訳態勢も確保していく必要があると考え、業務委託する民間業者を本年度から新たに三社加え、計七社としました。民間業者への委託に当たっては、その業務内容を十分に調査し、良質な反訳書が確保でき、秘密保持等

についても信頼の置ける業者を選定しています。

録音反訳方式の今後の展開については、ここで

罷となった書記官研修所入所試験（C E）についても、平成一二年三月に三人が研修を修了し、

等のポストの増設についてお聞かせください。

田中任用課長

戸川企画調査部長 録音反訳方式の現状と展望  
についてお聞かせください。

についても信頼の置ける業者を選定しています。

録音反訳方式の今後の展開については、ここで具体的に申し上げることはできませんが、緩やかに録音反訳方式への移行を図るといふ基本方針及び先ほど申し上げた適正な利用の確保の観点も踏まえた上、各庁の逐語録需要に応じて展開していくことになるものと考えております。

### 3 速記官からの転官について

戸川企画調査部長 速記官からの転官状況についてお聞かせください。

田中任用課長 平成一〇年度から実施している書記官任用研修による速記官からの転官者は、平成一〇年度が四〇人、平成一一年度が四三人で、平成一二年度は二七人の速記官が、八月の転官に向けて、現在研修中です。



(田中任用課長)

これとは別に、速記官で、書記官任用試験（C P）に合格して書記官に転官した職員は、平成一〇年度が一七人、平成一一年度が九人、平成一二年度が一五人です。また、平成九年度から受験が

れた実施要領に従って確実な事務処理を行うとともに、当事者等に対する尋問中の留意事項の周知

可能となった書記官研修所入所試験（C E）についても、平成一二年三月に三人が研修を修了し、現在も九人が研修中です。

以上のように、速記官から転官した職員は相当数に上ってきていますし、平成一〇年に転官した職員は、平成一三年四月で三年を経過しますので、今後は、執行・破産・家事、簡裁といった分野にも進出していつてもらうことになるのではないかと考えられます。

これまででもお願いしてきているところですが、速記官から転官した職員は、書記官としてやっていけるかどうか不安を持ちながら、少しでも早く一人前の書記官として認められたいと精一杯の努力をしております。現在書記官として活躍している皆さんも、書記官に任官した当初は、同じような不安を持たれた御経験があるのではないのでしょうか。そのようなときの先輩書記官の一言は非常に嬉しく、かつ、頼もしく感じられたはずだと思います。この場をお借りして、優しく、思いやりのあるアドバイスをよろしくお願ひしたいと思います。

### 四 書記官の任用上の諸問題

#### 書記官の任用政策について

1 書記官の増員と主任書記官等のポストの増設

戸川企画調査部長 書記官の増員と主任書記官

者への委託に当たっては、その業務内容を十分に調査し、良質な反訳書が確保でき、秘密保持等

等のポストの増設についてお聞かせください。

#### 田中任用課長

#### ア 書記官の増員について

平成一〇年度予算、平成一一年度予算では、適正迅速な裁判をより一層実現していくため、コートマネージャーとしての役割の拡大強化とともに、裁判部における書記官の構成比率を大幅に高めていく必要があるとする参事官室提言を受けて、裁判部の充実強化を図るために必要な人員を計画的に確保するとの観点をも入れて増員要求を行った結果、事務官から書記官への振替、速記官から書記官への振替という手法によるものも含め、書記官定員については、約二五〇の書記官定員の増加が認められたことは、御承知のとおりです。平成一二年度予算においても、同様の方法で増員要求を行った結果、四〇人の増員を含む二四〇人の増加が認められました。この三年間での書記官定員の大幅な増加は、裁判部の充実強化に大いに寄与しているものと考えています。

今後の書記官の増加の見通しについては、事件数の動向等ともかわってきますので、現時点で具体的な見通しを明らかにすることはできませんが、書記官総数を増加させ、裁判部における書記官の構成比率を高めていくことが、裁判部の充実、ひいては適正迅速な裁判に対する国民の負託に込めることにつながるものと考えていますので、今

後とも努力していきたいと考えています。

### イ 主任書記官等のポストについて

官職増設についての財政当局の姿勢は、前述のとおり、極めて厳しいものでした。主任書記官ポストの増設にかかる折衝は、管理職ポストの著しい増大となること、本庁課長並みのポストを相当数増設することは、総人件費極力抑制という基本方針に抵触することなどから非常に難航しましたが、新民事訴訟法施行や、社会経済情勢の変化を踏まえて、裁判部の充実強化という視点を前面に押し出し、事件が増加し、その内容も複雑困難化する中で、より一層適正迅速な裁判を実現していくために、書記官の役割が一層重要となること、それに伴って、書記官に対する管理・調整の必要性が増大していること等を説明した結果、平成一・二年度予算では、前年度実績を上回る三四（前年度三二・七箇年度分で一七五）の増設を実現するという大きな成果を上げることができました。

主任書記官ポストの増設については、少量退職期における書記官の昇任機会の減少に対処するという効果があることはもちろんのことですが、適正迅速な裁判の実現に向けて、裁判部の職員が十分に能力を発揮できるように指導態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、今後引き続き主任書記官ポストの増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

ました。この制度は、平成一三年四月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられるという状

また、大規模地裁の大規模な部において、多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ねた結果、平成一〇年度予算ではじめて九級切上げが認められ、その後も、平成一一年度予算、平成一二年年度予算で同様に切上げが認められてきています。この切上げを受けて、これまでに、東京地裁執行部等に六、大阪地裁執行部等に三の総括主任書記官ポストの増設を行ってきています。

主任書記官九級切上げは、書記官の処遇改善に資することはもとより、書記官全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力を続けていきたいと考えています。ただ、九級は、行政官庁では、「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

### 2 少量退職期における書記官の異動、配置について

戸川企画調査部長 少量退職期における書記官の異動、配置についてお聞かせください。

田中任用課長 御承知のとおり、書記官については、現在、少量退職期を迎えており、書記官有資格者の定年退職者は、平成元年度に四三七人であったものが、最近三年間では、平成九年度が九

五人、平成一〇年度が四八人、平成一一年度が五四人と、少量退職期のボトム期にあり、今後多少上向いてはくるものの、なおしばらくはこのような状況が続くものと予想されます。

このような少量退職期においては、大量退職期に比べ、書記官の昇進の機会が減少し、長期間特定ポストに滞留するなど様々な任用上の諸問題が生じることが予想されましたので、これら諸般の事情を考慮して、これまでも、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官等の昇任ポストの増設を図るとともに、成績主義、能力主義によるメリハリの効いた任用配置を行うなどの任用上の施策を講じてきました。先に説明しましたとおり、主任書記官等の昇任ポストの増設等の関係で、ここ数年相当数が実現され、裁判部の充実強化の面でも一定の成果を上げてきたものと思っています。今後とも、これらの施策を推し進め、昇進機会の減少に対処するとともに、組織の活性化をこれまで以上に図っていきたいと考えています。

### 3 新再任用制度の運用・政策について

戸川企画調査部長 新再任用制度の運用・政策についてお聞かせください。

田中任用課長 平成一一年七月一日に、「国家公務員法等の一部を改正する法律」が成立し、平成一三年四月から、新しい再任用制度（以下「新再任用制度」という。）が施行されることとなり

イ 再任用される官職については、書記官（有資格者）の場合は、書記官又は事務官とする。

退職予定者（平成一三年度新再任用制度対象者）に対し、再任用希望の有無並びに希望する勤務地、

しく必要が、引き続き主任書記官ポストの増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

資格者の定年退職者は、平成元年度に四三七人であったものが、最近三年間では、平成九年度が九

成一三三(四)パーセントが施行されることとなり

ました。この制度は、平成一三年四月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられるという状況を踏まえ、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に發揮してもらうとの趣旨から、現行の定年年齢を維持した上で、定員の枠内で新たに再任用するといふものですので、すべての職種が再任用の対象となります。給与については、六〇歳代前半期のライフステージに見合う、世間相場を踏まえた妥当なものとするという趣旨から、各級ごとに単一の俸給月額が新たに設定され、手当等についても、定年前職員とは異なる定めが一部なされています。また、定年前職員と同様のフルタイム勤務に加え、柔軟な勤務形態として短時間勤務制度が新たに設けられています。

裁判所においては、このような新再任用制度の趣旨を十分踏まえつつ、先に行った平成一一年四月一日現在で五〇歳以上のうち、同制度の対象となる全職員を対象とした就労意識調査の結果等をも総合的に考慮した結果、同制度の運用方針(骨子)を次のとおりとしました。

ア 同制度の趣旨にかんがみ、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び(級別)定数の範囲内で、原則として再任用する。

イ 再任用される官職については、書記官(有資格者)の場合は、書記官又は事務官とする。

ウ 在職する職員の昇任の機会を今後とも確保していく必要があること等にかんがみ、定年退職時の官職にかかわらず、原則としてヒラ職員で再任用する。

エ 原則としてヒラ職員での再任用となる結果、給与の格付けは、書記官の場合は六級、事務官の場合は五級となる予定である。

オ 勤務形態については、裁判所における安定的な勤務形態を確保する必要性や前記の就労意識調査の結果、八割を超える者がフルタイム勤務を希望又はそれに応じるとの意向を示していること等をも踏まえ、原則としてフルタイム勤務とする。ただし、高齢者に対し柔軟な勤務条件を提供することを目的として短時間勤務制度が導入された趣旨等にかんがみ、

諸般の事情からやむを得ず短時間勤務の希望の申出があったときは、配置先での職務内容や職場の執務状況等を勘案しながら、例外的にこれをも認める運用を可能とするが、この場合には、公務効率の低下を極力抑制する観点から勤務形態及び勤務時間数の設定等について十分調整を行う。

この骨子を受けて、平成一一年一二月には、新再任用制度が初めて適用される平成一二年度定年

退職予定者(平成一三年度新再任用制度対象者)に対し、再任用希望の有無並びに希望する勤務地、職務内容及び勤務形態等に関する個別の意向聴取を実施し、更に本年四月には、可能な範囲で受入可能庁等も提示した上で、最終意向確認を行ったところである。その結果、書記官(有資格者)については、定年退職者の約一九パーセントが再任用を希望されています。

なお、いずれの職種でも、短時間勤務の希望はありませんでした。今後は、これを受けて、再任用者の配置部署等について、具体的な調整等を行っていくこととなります。

ちなみに、書記官(有資格者)の場合、先ほどの就労意識調査の結果によれば、調査対象者全体の約五二パーセントが再任用を希望しており、そのうちの約半数は、現在の勤務地以外の場所での勤務を希望しているとの結果が出ています。そのため、今後、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整や、現役職員の異動ローテーションとの調整等、任用配置上種々の問題が生じることも予想されます。

こうした問題も含め、新再任用制度の運用については、慎重に検討して適切な方策を講じていきたいと考えています。

なお、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、裁判所内の再雇用だけでなく、司法協会

や公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員、労働基準監督署の相談員等へのあつせんにより再就職する場合もあり、以上に述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を生かした裁判所外への再就職あつせんの実績については、引き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

五 女性書記官の増加に伴う課題について

産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保

戸川企画調査部長 昨年度の実績、問題点及び代替要員確保の現状についてお聞かせください。

味方参事官 育児休業を取得した書記官は、最近数年間では、平成八年度が五二人（うち男性職員一人、以下（ ）内は男性職員数で内数）、平成九年度が五九人（〇人）、平成一〇年度が六九人（〇人）、昨年度が五九人（三人）となっております。そのうち臨時的任用を行ったものは、平成八年度が四九人（九四・二％）、平成九年度が五五人（九三・二％）、平成一〇年度が六四人（九二・八％）、昨年度が五七人（九六・六％）となっております。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用は、育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになっていきます。



(味方参事官)

ところで、昨年度の臨時的任用五七人のうち、書記官を任用できたのは二五人（四三・九％）にとどまっていますので、今後も書記官の臨時的任用候補者の確保に努めていく必要があるものと考えています。

その方策としては、各庁から、書記官資格を有する者で一年以内に退職が予定されている定年退職者、再任用終了者、自己都合退職者等に対し、臨時的任用に関する希望の調査を行ってもらった上で、「退職者カード」を作成して、その確保に努めてもらっているところですが、退職後の動向についても、データを常に最新のものに更新するなどして、臨時的任用候補者の確保に役立ててもらっています。

また、給与面からも、平成七年七月から従前の取扱いを変更し、定年以外の事由により退職した者を臨時的任用する場合においても、定年退職した者の場合と同様に、退職時の俸給月額から大幅な減額とならないような措置を講じてきています。以上のような措置を講じつつ、少量退職期に入

り、資格官職の臨時的任用候補者を得るのが難しくなる中、より多くの候補者の確保に努めてきています。

なお、書記官の臨時的任用候補者の確保ができない場合には、事務官の臨時的任用をすることが多いかと思われませんが、事務官での臨時的任用につながる場合に限ってはありますけれども、産前産後休暇の期間についても事務官の業務を処理するための要員を、言わば事務補助要員として、賃金雇人の形で雇い入れることを認めてきています。最近の三年間では、平成九年度に書記官の育児代替措置として事務官の臨時的任用をした二人のうち一五人（六八・二％）、同様に平成一〇年度は二七人のうち二二人（八一・五％）、昨年度は三二人のうち二五人（七八・一％）について賃金雇人が雇用されています。

六 書記官の研修等に関する諸問題について

1 平成一二年度の書記官研修について

戸川企画調査部長 まず、平成一二年度の書記官研修の予定とその内容についてお聞かせください。併せて、新研修所の構想についてお聞かせください。

味方参事官 平成一二年度に実施する書記官を対象とする研修の予定とその内容については、次のとおりです。

(1) 書記官基礎研修  
平成一二年度の書記官基礎研修（基礎研）は、書記官任用試験（CPI-32）合格者を対象として科目及び単位数を見直し、研修員が選択する刑事部門について、模擬検証及び講評に代え、証拠法を取り上げるとともに、刑事立会コースの公開率を充実したものとすることを予定しています。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用は、育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになっていきます。

ナリシキハ、一ナリ  
な減額とならないような措置を講じてきています。  
以上のような措置を講じつつ、少量退職期に入

対象とする研修の予定とその内容については、次のとおりです。

### (1) 書記官基礎研修

平成一二年年度の書記官基礎研修（基礎研）は、書記官任用試験（CPI52）合格者を対象として二回に分けて実施します（第一回は四月七日～五月二六日、第二回は五月三十一日～七月一四日）。

基礎研は、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象として行っていますが、研修員が現に担当する分野についてより深い実務知識と技能を習得する必要性もあるため、従来からその要請に沿うように配慮してきました。

具体的には、担当職務に密接した研修内容とするため、平成七年度から選択コース制を取り入れました。また、できるだけ多くの科目単位数を確保するために、平成一〇年度から、それまでの四時限授業を五時限授業とし、四時限目及び五時限目を各五〇分授業としました。選択コース制については、より充実した内容にするため、平成一一年度から、家裁コースを家事コースと少年コースに分けて実施しています。

また、平成一一年度任官者（CPI51）から、任官直前の三月に裁判事務修習を実施するよう各庁に依頼し、基礎研参加予定者に対し書記官実務に關与する機会を与え、書記官任官後の職務に円滑に適応させるとともに、基礎研の研修内容の理解を容易にすることができるよう配慮しました。

なお、平成一二年度は、主に刑事部門について

科目及び単位数を見直し、研修員が選択する刑事

部門について、模擬検証及び講評に代え、証拠法を取り上げるとともに、刑事立会コースの公判準備において、保護観察についても取り上げることとしました。

### (2) 書記官実務研修

平成一一年度は、実務処理上の過誤防止及び職務導入研修的な観点から、対象者を総研未了で現に担当する職務の経験年数が二年未満の書記官とし、民事、刑事、家裁、執行・破産及び簡裁のコースに分けて実施しましたが、職務に即した研修内容であり、上記の対象者以外からの参加希望もあつたことから、平成一二年度は、実施庁の実情に応じた柔軟な実施を促すこととしました。

### (3) 書記官総合研修（総研）

平成一二年度は、これまで以上に研修員が司会をする共同討議を取り入れるなどして、より能動的、積極的に取り組める参加型の研修とする予定です。また、民事部門において、一つの事件における和解から執行に至るまでの問題点の理解を容易にするため、和解調書演習及び執行文演習を同一事案で行うこと、簡裁民事事例研究において、当事者対応等につきロールプレイングの手法を取り入れること、刑事部門において、刑事総合記録演習として、同一事案を基に、事件の受理から終局までの手続的な流れを意識しつつ、具体的な証

拠の内容を踏まえた、実質的な事件の把握を目指すものとしたことなど、科目内容についても一層充実したものとする予定です。

### (4) 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、中央研修において中間管理者（裁判部）研修を、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を実施しています。

中間管理者（裁判部）研修は、平成八年度まで、民事、刑事及び家裁の部門別に実施してきたものを、研修員に裁判所全体に目が配れるだけの広い視野を持たせることを目的に、平成九年度から民事、刑事及び家裁部門を統合した研修に衣替えして実施しています。これは、中間管理者として一定の経験を積んだ研修員に、より高度のマネージメント能力を付与し、また、管理職員として視野を広げるといふ目的から変更したのですが、平成一二年度も同様の内容で実施したいと考えています。平成一二年度の中間管理者（裁判部）研修は、一月六日～一〇日、一月二七日～二月一日、平成一三年一月二九日～二月二日の三回を予定しています。

### (5) 書記官実務研究会

平成一二年年度に実施を予定している研究会は、「民事実務研究会」を二コースと「刑事実務研究会」及び「家事実務研究会」の四本であり、それ

それ、次のようなテーマを中心として実施する予定で。

ア 民事実務研究会

「民事実務研究会（訴訟手続）」と「民事実務研究会（倒産）」に分け、前者は一月二〇日、二二日の日程で六〇人の参加を、後者は平成一三年二月二六日、二八日の日程で五五人の参加を予定しています。

訴訟手続については、平成一〇年度及び平成一一年度を実施した研究会（メインテーマはそれぞれ「争点整理と書記官事務」、「集中証拠調べと書記官事務」）の成果を引き継ぎ、民事モデル部等におけるこれまでの検討の成果を踏まえ、新民事訴訟法下における標準的な書記官事務の在り方を示すものとして最近発出された「民事立会部における書記官事務の指針」を基に、期日間準備や整理書面の作成等の争点整理手続への関与など、各庁における審理充実に向けた各種の工夫や実践状況を題材としながら、民事立会部における書記官の訴訟運営への関与の在り方、コートマネージメントを含む書記官事務の在り方等について研究を行う予定です。また、訴訟手続については、司法研修所との一部合同実施に向けて協議中です。

イ 刑事実務研究会

一二月六日、八日までの三日間で人員は六〇人

状や証人保護等を含む組織的犯罪対策関係、裁判文書のA判横書き化に伴う諸問題等をテーマに取り上げる予定です。

ウ 家事実務研究会

平成一三年一月二二日、二四日の三日間を予定しています。内容については、成年後見制度を巡る諸問題と子の引渡しをテーマとする予定です。また、本研究会は、司法研修所及び家庭裁判所調査官研修所と一部合同で実施する予定です。

(6) 書記官実務研究（民事）

「争点整理を中心とする書記官事務の研究」というテーマで既に研究が開始されたところです。

民事訴訟において早期に争点を確定し、争点的に絞った集中証拠調べの実施に向けて、間接事実のレベルまで踏み込んだ争点整理や証拠の整理を行う必要がありますが、そのためには、書記官が事案解明行為に積極的に関与していくことが有益であると考えられます。先に説明したとおり、最近「民事立会部における書記官事務の指針」が発出されました。この研究では、各庁の実践例や工夫例を参考としながら、この指針の更なる具体化に向けて研究が進められているところです。研究成果が公表され、書記官の身近なマニュアルとして活用されることが期待されています。

2 新研修所構想について

山名給与課長 既に御承知のように、平成一二

年度予算において、裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合して新たな一つの研修所として新営することが認められました。

新営される研修所は、二一世紀を目前にして、複雑多様化した国民の司法ニーズに裁判所が応えていくため、裁判の運営を支える書記官、家裁調査官、事務官等に対する研修を更に充実・発展させるとともに、一つの研修所に統合されることによつて、これらの職種がこれまで以上に相互理解を深め、相互の協働・連携を一層緊密なものとして、より有機的な事務処理態勢を築いて、国民の司法ニーズに沿った事件処理をしようとするものです。

新しい研修所の建設予定地は、和光市の司法研修所の近くであり、敷地面積は約四万一〇〇〇平方メートル、延べ床面積は約四万平方メートルで、現在の両研修所の敷地面積及び延べ床面積と比較してほぼ倍増となつていて、平成一五年度内完成を目途に建設する予定となっています。

具体的な研修施設の詳細については、職員の皆さんの意見も聴きながら検討しているところですが、両研修所を統合して移転することで、各研修所がそれぞれ独自に移転する場合に比較して、施設面でのメリットは大きく、寮はワンルーム型（ユニットバス・トイレ付き）を予定しているのははじめ、体育館、グラウンド等の施設、設備に

ついても、大幅に改善できるものと考えています。また、書記官、家裁調査官の研修を担当する部門は刑固虫立させ、それぞれ教官室のまかこ、専



周査室長)

プロ作業による帳票作成事務を削減でき、併せて記録の正確化も図れるようになります。

第三に、統計機能が挙げられます。事件統計に

## イ 刑事実務研究会

一二月六日～八日までの三日間で人員は六〇人を予定しています。内容については、通信傍受令

についても、大幅に改善できるものと考えています。

また、書記官、家裁調査官の研修を担当する部門は別個独立させ、それぞれ教官室のほかに、専門的研究を推進又はサポートするためのスタッフを置いたセクションを設ける予定であり、参事官室提言に盛り込まれている事務官の研修も更に充実させていくために、事務官の研修等を担当する部門も別個に設ける予定でいます。

今後最高裁としては、平成一六年四月の新研修所立ち上げに向けて、所要の法改正、規則、規程等の改正、予算要求などを進めていくこととなります。

## 七 裁判事務処理システムの導入等について

## 1 民事裁判事務処理システムの概要

戸川企画調査部長 今年度導入される民事裁判事務処理システムについてお聞かせください。

細田制度調査室長 民事裁判事務処理システムは、現在その開発の最終段階に差し掛かっているところであり、この九月から宇都宮地裁において本格稼働させ、その導入を順次拡大していく予定です。

従来導入されてきた期日進行管理プログラムが、部単位のネットワークを基盤とし、部内における期日進行管理を主たる目的としていたのに対して、民事裁判事務処理システムは、部を超えたネット

して活用されることが期待されてい

## 2 新研修所構想について

山名給与課長 既に御承知のように、平成二二



(細田制度調査室長)

ワークを構築し、民事訴訟事件の受付から終局までの手続全般を対象としたシステムとなります。

このシステムについて主なところを具体的に述べれば、以下のとおりです。

第一として、帳簿等の電子化が挙げられます。このシステムでは、訟廷事務室、書記官室及び裁判官室が一つのネットワークで結ばれることから、訟廷事務室及び書記官室で、事件の進行段階において必要な情報をシステムに入力することにより、事件簿、担当簿、期日簿等の帳簿をペーパーレス化することができるとなります。これにより、各部署別で重複した情報を記載する必要がなくなり、帳簿に関する事務を大幅に省力化できるとともに、容易に当該事件情報をシステム端末から取り出せ、当事者からの照会などにも迅速に対応できることとなります。

第二に、帳票作成機能が挙げられます。開廷表、出頭カード、呼出状等の帳票類についても、システムに入力されたデータを利用して作成することができるところから、これまでのような手作業やワー

(ユニットバス・トイレ付き)を予定しているのははじめ、体育館、グラウンド等の施設、設備に

プロ作業による帳票作成事務を削減でき、併せて記録の正確化も図れるようになります。

第三に、統計機能が挙げられます。事件統計については、入力したデータを利用してシステムで集計することとなり、また、月報、年表データの作成、集計も自動化されることとなります。

第四に、郵便料管理が挙げられます。当事者に、郵便切手による予納に代えて現金で送達費用等を予納してもらい、後納郵便を利用することにより、郵便料の出納をシステムで管理することを予定しています。これによって、郵便切手の管理事務が大きく削減でき、併せて事務過誤の防止も期待できるところです。

第五に、記録の管理などに関する機能が挙げられます。事件記録にバーコードを付し、記録の受け渡しの際にこれを読み込むことで、貸出簿等の記載事項に関する入力が行われることになり、記録管理事務を効率化できます。また、保存記録についても、廃棄目録作成のシステム化を行うこと等により、保存廃棄事務を効率化することとなります。

最後に、情報共有の機能も重要です。裁判官室、書記官室及び訟廷事務室のみならず、総務課・会計担当・統計関係部署を含めて、事件の処理に係る部署がネットワーク上で各事件の情報を共有することが可能となるわけで、これまでに述べ

たような機能もこうした情報共有があるからこそできることです。

民事裁判事務処理システムの開発は、裁判所の事務全体を対象とした総合的、中長期的な観点からの情報化（OA化）検討の一環として行われているもので、刑事裁判事務についても、同様のシステム化についてコンサルティング業者による業務分析を実施したところであり、家事事件についても今後長期的に検討を進めていきたいと考えています。

## 2 パソコンの配布状況

戸川企画調査部長 パソコンの配布状況についてお聞かせください。

細田制度調査室長 事務処理全般の効率化を積極的に推進していく観点から、平成一一年度においては、全国に更新を含めて五〇〇〇台強のパソコンを配布しました。その結果、各分野別の整備密度は、おおむね、民事及び刑事立会書記官、破産担当書記官については、支部を含めて一人に一台、執行担当書記官、家事及び少年担当書記官については、本庁で二人に一台、事務局については、一・五人に一台の割合となりました。

これまでパソコンの整備が進んでいなかった支部、独立簡裁についても、書記官事務に利用していただけるよう相当台数のパソコンを配布しましたので、全国のどの裁判所でも、パソコンを利用

した書記官事務処理ができる態勢が整いつつあると考えています。

今後とも、各部署における必要性や活用状況等を参考にしながら、新規のパソコン整備計画を検討していきたいと考えています。

また、パソコンの配布と併せて、ネットワーク化も進めているところであり、例えば、地裁民事及び刑事立会担当の書記官室については、支部を含めて、裁判官室とのLAN化が全国でほぼ完了しています。こうした部単位のネットワークの活用の積み重ねは、全庁レベルのネットワークの導入の上に成り立つシステムによる効率化の基盤となるものであり、さらに、これらを全国規模のJ・NETと連携させることにより、裁判所全体での事務処理の効率化、情報の共有化を促進していきたいと考えています。

そこで、各庁において、裁判所全体のネットワーク化の動向をも踏まえ、これまでのモデル部等における活用状況を参考としながら、OA機器及びネットワークを活用した書記官のコートマネージメントの在り方や裁判官と書記官の協働態勢の在り方についての取組を一層深めていただきたいと考えています。

また、以上のような整備を踏まえて、各庁におけるサポート態勢を確立することが重要であると考え、今年度には、大規模庁を中心にOA業務の

サポートを職務として行う職員を配置したところ

## 3 J・NETの拡大と利用について

J・NETについては、平成七年度に導入後、徐々に端末数を拡大してきましたが、平成一一年度には、本庁の訟廷事務室及び事務局に端末を整備したほか、全支部の庶務課等にも端末を設置し、全国的なネットワークを完成させました。J・NETは、電子メールによる文書のやり取りやデータベースによる情報の共有をはじめ、統計・人事・会計等の分野のシステムにおいても使用されており、裁判所全体のネットワークの根幹に位置付けられるものです。

J・NETの機能の活用方法として、次のようなことが考えられます。

まず、電子メール機能については、電子化されたファイルを添付できることから、例えば、本庁で用いられている帳票の様式を支部などに示す際に、紙の様式で示すのではなく、その文書ファイルを電子メールで送信することによって、各支部などにおいて、様式を改めてパソコンやワープロで作成する手間を省くことができます。

また、本庁の訟廷事務室において、支部などに通達等を移送する際も、これまでのように写しを印刷して郵便で発送することもなく、電子メールで送信すれば足りることから、相当の事務の合理

化となることが期待できます。

次に、データベース機能については、J・NET「上」こま、長崎成で作成した各重りデータベース

## 八 書記官事務に関する最近の動向等について

部、独立簡裁についても、書記官事務に年月していただけるよう相当台数のパソコンを配布しましたので、全国のどの裁判所でも、パソコンを利用

化となることが期待できます。

次に、データベース機能については、J・NET上には、最高裁で作成した各種のデータベースが作成されており、その中には、書記官事務に活用できるものがあるので、御利用いただきたいと考えています。主なところを紹介しますと、

また、各高地家裁総務課のJ・NET端末には、最高裁事件統計データベースにアクセスできるシステムが導入されており、これを利用することにより、全国における事件の動向を把握できます。また、最高裁ホームページと同様の内容として最新の最高裁判例を掲載している判例情報データベースや知的財産権判決速報データベースも利用価値のあるものと考えています。

けるサポート態勢を確立することが重要であると考え、今年度には、大規模庁を中心にOA業務の

八 書記官事務に関する最近の動向等について

1 倒産法の見直しに関する最近の動向

戸川企画調査部長 倒産法では、既に民事再生法、特定調停法が施行されましたが、その他の倒産法の見直しに関する最近の動向についてお聞かせください。

増田参事官 御承知のとおり、和議手続に代わる再建型の倒産手続として、特に中小企業の再建を主たる目的とした民事再生法が同規則とともに平成一二年四月一日から施行されました。また、倒産法ではありませんが、民事調停手続により、支払不能に陥るおそれのある債務者等の金銭債務に係る利害関係の調整を行い、債務者の経済的再生を実現するための特例を定める「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」、いわゆる特定調停法も、同規則とともに平成一二年二月一七日から施行されています。

いずれの手続も、経済的窮地にある債務者の債権債務を整理し、経済的な再生を図るという共通目的を持ったものですが、長期にわたる景気低迷や商工ローン問題等を背景に不況にあえぐ中小企業等の新しい救済手段として、政財界はもとより社会一般からも強い関心が寄せられているところ

印刷して郵便で発送することもなく、電子メールで送信すれば足りることから、相当の事務の合理



(増田参事官)

両手続における書記官事務に関してみますと、再生事件では、これまで倒産事件の処理に書記官が主体的に、積極的に関与し、コートマネージメントの先駆者的役割を果たしてきた実績を踏まえて、再生債権者表の作成権限（債務名義の創出）が規定されたほか、開始原因事実等の調査、監督委員に対する監督事務、公告事務、登記、登録事務の書記官権限化など、書記官の事件の進行管理等に関わる権限が拡大強化されています。このような法、規則の規定振りから見ますと、正に書記官が中心となって再生手続の進行を管理し、事件処理に積極的に関与していくことがこれまで以上に望まれていることが明らかです。また、特定調停事件の処理に当たる書記官についても同様であり、特定調停手続は、民事執行手続の停止や文書提出命令に関するもの以外、基本的には債務弁済協定調停事件における書記官の執務と大きく相違するところはないと思われませんが、これまでの債務弁済協定調停事件の処理で培ったノウハウを生かして、ますます積極的、主体的に事件処理に関

与していただきたいと思ひます。

今後の倒産法改正作業に関しては、現在、個人債務者の新たな再建型の手続の創設と国際倒産法制に関する法整備について、法制審議会倒産法部会において、本年秋までに成案を得ることを目標として急ピッチで作業が進められているところであります。このうち、個人債務者の新たな再建型の手続については、本年四月一四日に開催された第一九回法制審議会倒産法部会で「個人債務者の民事再生手続」という仮称で要綱案が示され、検討が進められているところであります。

倒産事件は、先ほど申し上げたとおり、書記官が主体的かつ積極的に事件処理に関与し、コートマネージメントの先駆者的役割を果たしてきた分野ですから、最高裁としてもこれまでの実績をもとにできる限り書記官の意見が改正作業に反映されるよう努めていきたいと考えています。

## 2 成年後見制度と書記官事務との関連について

戸川企画調査部長 新しい成年後見制度が施行されましたが、書記官事務との関連についてお聞かせください。

増田参事官 四月一日から施行された成年後見制度の運用に当たっては、本人の自己決定の尊重等の新しい理念を十分に考慮し、利用しやすい制度とすることが期待されています。

事務に影響を及ぼす内容が含まれています。特に、刑事訴訟手続において和解の手続が行われた場合

新たな成年後見制度における書記官事務について

では、受付事務の段階では、従前、事件本人の精神状況によって二類型であったものが、補助類型という新たな類型が創設されたことにより、三類型のうちいずれの申立てを促すべきかといった適切な振り分けや、任意後見制度創設に伴って、登記された任意後見契約等の有無の調査をすることなどがあります。審判手続の段階では、家事審判規則及び特別家事審判規則の改正により、成年後見事件における認容審判及び職権による審判の告知及び通知についての規定が整備され、これらの告知及び通知事務を適正かつ迅速に行うことが書記官に求められているところであります。なお、告知及び通知事務については、平成一二年二月九日付け総務局第三課長、家庭局第一課長事務連絡「成年後見事件における審判の告知等の一覧表の送付について」を参考にしてください。さらに、審判の結果によっては、従前の戸籍記載及び官報公告に代わる公示制度として創設された成年後見登記に反映する必要があらるところ、登記嘱託の事務は書記官の固有の事務となっており、ここにおいても適正かつ迅速な事務処理が書記官に求められています。また、後見人等の選任審判後の段階においては、監督事務があります。これは、現在の後見監督に加え、保佐類型及び補助類型並びに任意後見においても監督事務が実施されるというもので

す。家庭裁判所がこれらの監督事務を適正に行う

には、書記官は、裁判官との協働はもとより、それぞれの職分を踏まえた上で、家裁調査官との連携を図って事務処理に当たることが求められています。このように新たな成年後見制度においては、手続の節目節目において、書記官が重要な役割を果たしていくことが求められています。

## 3 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務の状況等

戸川企画調査部長 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務に関する最近の状況についてお聞かせください。

増田参事官 刑事事件については、新たな制度として、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律が本年八月に施行されることとなっています。この法律では、検察官又は司法警察員から傍受をした通信の記録（傍受の原記録）が裁判官へ提出されることと規定されていますが、これに伴い、書記官においては、傍受の原記録の聴取、閲覧又は複製の作成に関する手続などの事務を行うこととなります。さらに、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律が五月一九日に公布されました。これらの法律には、①ビデオリンク方式の導入、②民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解など書記官

作業を進めていくこととなります。

## 4 各種事件の増加と書記官事務について

戸川企画調査部長 丸丁、副官、中平、重中、中

提言を含め、不動産執行事件の更なる迅速、円滑化等が要請されているところであり、司法制度改革推進委員会においても、民事執行制度の在り方が論

等の新しい理念を十分に考慮し、利用ししやすい制度とすることが期待されています。

事務に影響を及ぼす内容が含まれています。特に、刑事訴訟手続において和解の手続が行われた場合には、公判調書に執行力が付与されることとなり、刑事部の書記官には、その後の執行文付与を見据えた事務処理や十分な事前準備を行うことなどが期待されています。

家事事件については、現在、財産管理人選任事件の事務処理態勢の確立が喫緊の課題です。最近、複数の家裁において、家裁が選任した弁護士である相続財産管理人が、相続財産を横領するという不祥事が発生しており、このような事態は、弁護士である相続財産管理人の非違行為によるものとはいえ、家裁においても、十分な監督態勢が執られていたかなど検討すべきことが多くあると考えられます。財産管理人選任事件は、管理人の選任審判によって家裁の後見の下に財産管理事務が開始され、管理人が任務を遂行し、その目的を達成することによって完結するのですが、このように長期にわたる財産管理事務を遅滞なく行うためには、書記官が実体法をはじめ執行手続や破産手続に精通して、的確で積極的な関与を行い、事件の進行管理を図ることが強く求められています。

少年事件に関しては、少年法等の改正に関する国会審議の状況を踏まえることとなりますが、最高裁としても、適宜、法改正に伴う少年審判規則等の改正及び改正法の円滑な運用に向けての準備

監督に加え、保佐類型及び補助類型並びに任意後見においても監督事務が実施されるというもので

作業を進めていくこととなります。

#### 4 各種事件の増加と書記官事務について

戸川企画調査部長 執行・倒産事件等各種事件の増加に対処する方策についてお聞かせください。

増田参事官 バブル崩壊による経済不況により、

平成三年以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ますと、新受事件数は、平成二年には約四万一〇〇〇件であったものが、平成一〇年には約七万九〇〇〇件となった後、平成一一年は若干減少して、約七万五〇〇〇件となりましたが、平成二年の約一・八倍と依然として高い水準です。未済事件数は、平成二年には約五万九〇〇〇件であったものが、平成一〇年には約一二万九〇〇〇件と約二・二倍にまで増加しましたが、各庁の努力によって、既済事件も着実に増加し、平成一一年度の既済事件数は、約八万七〇〇〇件、未済事件数は、約一一万七〇〇〇件と、未済事件数を前年から減少させることができました。

今後、金融機関等による不良債権処理の動向いかによっては、新受事件数の増加も予想されるところであり、事件処理状況は予断を許さない状況です。

現在の経済不況を打開するためには、不良債権の実質処理と不動産取引の活性化を図ることが重要な課題とされ、各界から、様々な制度改革の

は、①ビデオリンク方式の導入、②民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解など書記官

提言を含め、不動産執行事件の更なる活性化等が要請されているところであり、司法制度改革審議会においても、民事執行制度の在り方が論点とされるなど、国民の執行事件処理に対する注目と期待は、ますます大きく、かつ、厳しくなっています。

一方、破産事件について見てみますと、景気の低迷に伴って平成八年度から事件の急増が見られ、平成一一年度は、新受事件数は約一二万八〇〇〇件、平成八年度に比べ約二・一倍となり、未済事件数も、平成一〇年度には約六万七〇〇〇件と急激に増加しましたが、不動産執行事件と同様、各庁の努力によって、既済事件も増加し、平成一一年度は、既済事件数が約一三万九〇〇〇件（未済事件数約五万七〇〇〇件）と、九年ぶりに既済事件数が新受事件数を上回ることができました。

自然人の自己破産の増加に加え、平成九年度ころから大規模な企業倒産事件が増加しつつある上、平成一二年四月一日から施行された民事再生法の運用の在り方や今後の倒産法制の改正作業の進行とあいまって、倒産事件の処理の在り方が景気対策に関わる課題であるという見方がされてきていることから、近時、執行事件に劣らず社会的関心が高く、急激に増加した倒産事件の処理が滞れば、裁判所全体の姿勢が問われることにもなりかねません。

こうした事態に適切に対処するため、不動産執行事件に関しては、事務分配の見直し、集約方式の導入、執行官及び評価人候補者の増員等による事務処理態勢の強化、事務処理方法の改善、競売の特殊性を考慮した市場のニーズに合った最低売却価額の決定やインターネットの利用など広告媒体の拡大等による売却率の向上等、各庁において種々の方策が執られているところです。

倒産事件についても、不動産執行事件と同様、事務処理態勢及び事務処理方法の改善、充実が図られています。

また、パソコンの大幅な追加配布等OA化による事務の効率化も推進してきています。

さらに、こうした事務処理態勢の整備等に加え、執行、倒産部門の人的態勢の充実強化を図るため、職員配置の見直しはもとより、事件が急増した庁に対する必要な人的手当てとして、本年度も昨年度に引き続き、東京地裁など大都市及び周辺部の裁判所を中心として、書記官等の大幅な人員の手当てを行うとともに、執行事件については、外部への委託が可能な業務の外部委託を実施したところとです。

以上のように、事務処理態勢等の整備、充実、OA化による事務の効率化とともに、人的手当てによる執務態勢の充実を図ることにより、滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところ

については一年とする、②一部の事件書類の保存期間を事件記録と同じく五年に短縮し、事件記録

ですが、今後の事件の動向について十分な注意を払うとともに、執行事件及び倒産事件が更に急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応策を検討していきたいと考えています。

#### 九 書記官事務の改善等について

1 裁判関係文書のA判横書き化の検討状況等  
戸川企画調査部長 裁判関係文書のA判横書き化に伴う施策、準備状況等についてお聞かせください。

増田参事官 現在、平成一三年一月一日施行予定の裁判文書のA4判横書き化に向けて、準備作業を進めています。現在の進捗状況は次のとおりです。

まず、A4判横書き化に伴い、これまでに規定されていた調書、各種書類及び帳簿諸票の様式について、各庁の御意見を踏まえ、必要な見直しを行い、順次通達等を発出しているところです。また、A4判横書き化への移行をスムーズに行うために、移行期の記録の編成方法（施行日以前からB判縦書きで作成されている事件記録の施行日以降の編成方法等）の留意点について本年五月に事務連絡を发出了しました。

なお、期日進行管理プログラムや民事裁判事務処理システムによって印刷される帳票についてもA4判横書き化に対応した書式を検討中であり、

その他の参考となる書式と共に示したいと考えています。

裁判事務能率器具については、さきにA4判の書類にも対応可能な二穴パンチを配布しましたが、このほかにも、A判横書き化施行に向けて、各種消耗品の規格の見直しを検討しているところです。例えば、事件記録用ビニール表紙については、従来の使いやすさを受け継ぎつつ、大型化する記録の保護と廃棄時の環境適合性にも配慮して、素材をビニールから硬質のポリプロピレンに変更した「事件記録用ファイル」を新たに作製し、従来ビニール表紙を配布していなかった一定の事件についても配布する予定です。

2 最近実施された書記官事務の改善方策について

戸川企画調査部長 最近実施された書記官事務に関する改善方策等についてお聞かせください。

増田参事官

(1) 事件記録等保存規定等の見直し

昨年八月、昭和三九年最高裁判所規程第八号「事件記録等保存規程」及び平成四年二月七日付「最高裁総三第八号事務総長依命通達」事件記録等保存規程の運用についてを改正し、保存期間の見直しを行いました。この改正の要点は、①事件記録の保存期間を原則として一律五年とする。ただし、家事事件中、子の氏の変更許可申立事件

方は、裁判所に提出、保管される書類（例—冒頭  
書、判決原本、公判調書）については、保管

による執務態勢の充実を図ることにより、滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところ

処理システムによって印刷される帳票についてもA4判横書き化に対応した書式を検討中であり、

件記録の保存期間を原則として一律五年とする。ただし、家事事件中、子の氏の変更許可申立事件

については一年とする、②一部の事件書類の保存期間を事件記録と同じく五年に短縮し、事件記録から分離することなく廃棄できるものとする、というものです。

今回の改正について、総務局の担当係には、現場から好意的な意見が多く寄せられているように聞いています。また、この改正により、今年は相当数の廃棄記録が発生する結果となり、記録係をはじめとする書記官の方は大変かもしれません、三年程度の期間をかけて計画的に廃棄するなど、各庁で工夫してやっていただきたいと思います。

## (2) 刑事事件に関する書類の取扱い等の見直し

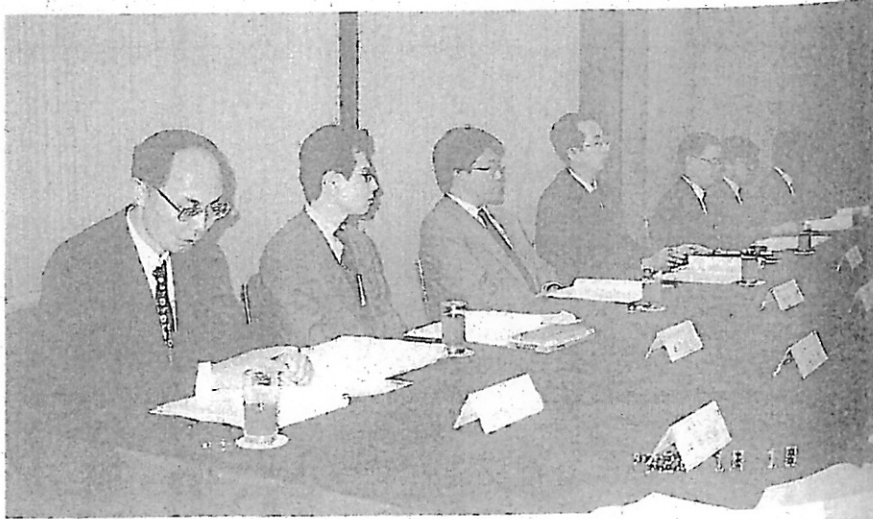
裁判文書の契印については、かねてから裁判所の内外から廃止を求める要望があったところ、裁判の適正を損なうことなく裁判事務の簡素化及び合理化を図るとともに、裁判所を利用する国民の負担軽減を図るとの観点から、民事事件、行政事件及び家事事件については、平成十一年四月一日から見直しが行われました。さらに、同様の趣旨から、同年二月一日に刑事訴訟規則の一部を改正する規則(平成十一年最高裁判所規則第九号)が公布され、刑事事件についても契印の見直しが本年一月一日から実施されています。

刑事事件に関する契印の取扱いの基本的な考え

方は、裁判所に提出、保管される書類(例 冒頭陳述書、判決原本、公判調書)については、保管義務のある者によって厳重に保管されることから、契印又は契印に準ずる措置を不要とし、裁判所から裁判所外の者に渡される裁判書、調書又はそれらの謄本若しくは抄本(例 令状、裁判書謄本)については、これらの書類が裁判所外で用いられる際の重要性にかんがみ、契印等を要することとするものです。なお、少年保護事件等に関する書類の契印の取扱いも同様です。この見直しに伴って、昭和六三年三月一八日付け最高裁総三第一二号事務総長通達「契印に準ずる措置に関する事務の取扱いについて」のほか、契印に関する定めを行っている通達について、所要の改正が行われました。

次に、公務員の書類の訂正については、加削字数を記載することを要せず、訂正した範囲を明らかにすることとされたことから、その具体的な方法等を定めた平成十一年二月九日付け最高裁判所第二九九号刑事局長、家庭局長、総務局長事務取扱通達「刑事訴訟規則の一部を改正する規則の施行に伴う書類の訂正の取扱いについて」が発出されました。

書記官の皆さん方には、今回の取扱いの見直しの趣旨等を十分御理解の上、日常の執務に当たって下さい。



(座談会風景)

## 3 その他

戸川企画調査部長 書記官事務に関係する執務資料等の刊行予定及び計画をお聞かせください。

増田参事官 昨年の座談会でも紹介しましたように、供述録取事務に関する参考資料として、「建築・土木・測量関係事件専門用語等参考資料」

を本年三月に刊行しました。

これは、耳慣れない専門用語や業界用語が使用されることの多い建築・土木・測量に関する事件の専門用語を収録したものです。この資料は、各裁判所、裁判所速記官等の職員及び速記部同窓会が収集した用語を提供していただいで編集したものです。速記官だけでなく書記官にとっても有用なものと考えますので、供述録取事務の参考にしていただきたいと思います。

なお、今回配布した「建築・土木・測量関係事件専門用語等参考資料」についての感想、今後の要望等がありましたら、是非お寄せいただきたいと思います。

## 一〇 その他

職場におけるメンタルヘルスについて

戸川企画調査部長 職場におけるメンタルヘルス対策についてお聞かせください。

味方参事官 我が国では、社会経済情勢の悪化やテクノストレスに象徴される社会の複雑高度化などによって、ストレスがたまりやすい環境になってきており、それに伴ってメンタルヘルスの重要性が強く説かれるようになってきています。裁判所でも同様の傾向が見られるようになってきています。職員の健康管理対策の中でもメンタルヘルス対策に力を入れて、具体的には次のよう

な対策を講じてきています。

(1) 最高裁及び高裁所在地の裁判所における外部カウンセラーによるカウンセリングの実施

メンタルヘルスに関しては、カウンセリングや

精神医学上の専門知識が必要となることが多いことから、最高裁及び高裁所在地の裁判所では、外部の専門のカウンセラーによる定期的なカウンセリングを実施するとともに、各庁においてもカウンセリング会を順次実施してきています。メンタルヘルス対策では、職場の上司や同僚の早期の適切な対応が重要になってきますので、メンタルヘルスに悩む職員本人だけでなく、そのような傾向の見える職員を抱える職場の上司や同僚の方々も、積極的に利用していただきたいと思います。

(2) 各庁におけるメンタルヘルスに関する講習会の実施及び中央研修・委嘱研修におけるメンタルヘルスに関する講義の実施

メンタルヘルス対策では、早期発見早期対応が基本となりますが、そのためには、職員にメンタルヘルスに対する正しい認識と理解を持つてもらうことが重要になってきます。そこで、各庁でメンタルヘルスに対する講習会を順次実施してきています。また、中間管理者研修(事務局)・(裁判部)等の中央研修や新採用職員研修(委嘱研修)

でもメンタルヘルスに関する講義を実施していただきます。

(3) メンタルヘルスに関する資料送付について

メンタルヘルスに関しては、(1)、(2)のほかにも健康管理事務担当者の日ごろの健康指導や職員自身による健康管理に役立つ資料が必要です。平成九年度に「公務員のためのメンタルヘルスの基礎知識」及び「公務員のためのメンタルヘルスハンドブック」を、また、平成一一年度から人事院作成の「こころの相談室」を送付していただきます。

以上のようなメンタルヘルス対策を今後も推進していきたいと考えています。

戸川企画調査部長 これをもちましてお聞きしたいことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

青野総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、櫻井会長からごあいさつを申し上げます。

櫻井会長 簡潔なお話をお伺いいたしまして、ありがとうございます。書記官の権限が増してあります今日、これが仕事のやりがいに結び付いていくことになろうかと思えます。そのためには、書記官各人が、それにふさわしい能力を身につけなければなりません。全国書協は、書記官の能力の底上げのために力を尽くしていきたいと思いま

すので、引き続き全国書協に御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

すので、引き続き全国書協に御支援を賜ります  
よう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

